

規格・基準などの事前意図公告

〔この公告は、貿易の技術的障害に関する協定
(TBT協定) 2.9.1に基づくものです。〕

「消費生活用製品安全法施行令」の一部改正について

下記のとおり、消費生活用製品安全法施行令を一部改正する予定ですので、お知らせします。

記

1. 件名
消費生活用製品安全法施行令の一部改正について
2. 対象品目
消費生活用製品（「乳幼児用ベッドガード（主として家庭において出生後 60 か月以内の乳幼児のベッドからの転落を防止するためにベッドに取り付けて使用することを目的として設計した柵その他の器具）」及び「ベビーカー（主として家庭において出生後 36 か月以内の乳幼児の運送に使用することを目的として設計した歩きながら用いる小型の車）」）
3. 趣旨及び目的
消費者の安全確保が困難となる事態が生じつつあること等を踏まえ、令和 6 年 6 月に製品安全 4 法を改正し、「子供用特定製品」という枠組みを設けた。これを受け、近年の事故状況を鑑み、当該政令において、主に以下の措置を講ずるもの。
 - ・乳幼児用ベッドガードを「特定製品」及び「子供用特定製品」に規定する。
 - ・ベビーカーを「特定製品」及び「子供用特定製品」に規定する。
4. 公布予定
令和 8 年 3 月
5. 施行予定
令和 8 年 6 月
6. 意見提出先
〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 番 1 号
経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ製品安全課
TEL 03-3501-4707（内線 4301）
7. 意見提出期限
WTO・TBT通報から 60 日後